

西東京市 子ども条例

を学ぼう！

子ども条例は、
子どもの今と未来を守るために
市が決めたルールだよ



西東京市マスコットキャラクター
「いこいな」

©シンエイ／西東京市

子ども条例とは何だろう？
子どもの権利とは何だろう？

子ども条例について詳しく見てみよう！





子ども条例って何だろう？

皆さんは「西東京市子ども条例」を知っていますか？

「西東京市子ども条例」では、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしいまち西東京市をつくっていくことを示しています。そのために市では、主に7つの取組を進めていきます。

- ✓ 虐待を防ぎます。
- ✓ いじめなどの子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- ✓ 子どもの貧困を防ぎます。
- ✓ 心とからだの健康と安全な環境をつくります。
- ✓ 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- ✓ 社会の一員である子どもの考えや意見を大切にします。
- ✓ 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。

子どもを支える人たちの連携

皆さんは社会の一員であり構成員です。それと同時に、心身共に安全で健康に育つよう大切に守られる存在です。市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者（保育園、幼稚園、学校、児童館などの先生）、事業者（お店や会社など）が連携して皆さんを支えています。

市や教育機関、地域の皆さんの支援を受けながら、子どもが健やかに育つように努めます。



保護者



子どもが主体性を持って、学び、成長することができるよう支援します。

育ち学ぶ施設の関係者

子どもが健やかに育つよう、子どもや保護者に協力します。



市民



子どもが健やかに育つことができ、働く人たちが子育てしやすい環境づくりに配慮します。

事業者

子どもが健やかに育つよう、子どもの思いや考えを尊重し、子どもにとって最も良いことは何か考慮して、取組を進めます。



市（市役所）



子ども

- ・一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。
- ・そのいのちが大切に守られます。
- ・自分の意見を自由に表明ことができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。



西東京市 子ども条例質問コーナー

こんなときどうしたらいい？

二人とも、自分では
解決が難しい悩みを
抱えているね



質問①



大人に意見を言うのって勇気がいるし、
わがままだって思われそうだな…。
私たち子どもが意見を言ってもいいのかな？

質問②



家族とけんかしちゃって家に帰りたくないし、
学校にも頼れる場所がないよ…。
どうしたらいいかな？

答. 困ったことがあれば、我慢せず周りの人を頼ろう

西東京市には子どもの権利を守るための「子ども条例」があります。
権利はおとなだけでなく子どもも持っているもので、自分の意見を言うことや誰かを頼ることは間違っ
たことではありません。おとなたちは子どもの考えや意見を大切にします。

誰に相談するか迷ったときには、子どもに関することならどんなことでも相談できる、「子ども相談室
ほっとルーム」に相談してください。

西東京市子ども条例についてはこちらから



大切にされる権利が
誰にでもあたりまえに
あることを、忘れない
でね！

私たちの居場所は私たちの意見でつくられる

西東京市は、子どもたちの意見を聞きながら居場所づくりをすすめます。
「こんな場所が欲しい」と自分たちの意見を言うことが大切です。
ぜひ、みなさんの意見をみなさんの声で伝えてみませんか？



☆保護者の皆様へ☆



中学生・高校生という時期は、1人で考える力がつく一方、一人で抱え込んでしまうこともある時期です。

大切なお子さんに、「あなたの話をしっかり聴き、意見を尊重するよ」ということを伝えてください。お子さんが保護者の方とコミュニケーションを取りやすい環境をつくっていくことが大切です。

▶こんなときありませんか?◀

- ▷仕事で疲れてしまって子どもと会話できない
- ▷イライラして子どもに当たってしまう
- ▷学校でしっかりやれているか不安



お子さん同様、保護者の方々も一人で抱え込む必要はありません！
子ども相談室 ほっとルームに相談してみませんか？

相談方法

電話、メール、手紙、FAX または子ども相談室に来所

相談専用電話: 0120-9109-77(フリーダイヤル クイック なやみなし)

場所: 住吉町六丁目 15 番 6 号 住吉会館ルピナス 2 階

受付時間: 月曜日から金曜日 午後 2 時~午後 8 時

土曜日 午前 10 時~午後 4 時

日曜、祝日、年末年始はお休みです。

